

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

る規則をここに公布する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改
正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年
十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六千円」を「七千円」に、「三千円」を「三千五百円」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 昭和五十年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る
修学資金の額については、改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護
婦修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

規 則

◆公 告 示

◆公 告 示

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正す

鳥取県告示第七百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に

基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

新たに生じた土地の位置（昭和五十年六月十日現在の地番による。）

境港市栄町六、七の二、八の二、九の二、一〇の

二、一一の二、一二の二、一四の二、一五の二、一七の三、一八の二、一九の二及び一九の三と一体をなす国有地地先、同市末広町六五の三から六五の五まで及び六六の二と一体をなす国有地地先、同市相

生町一、三から六の一まで、八から一〇まで、一二から一六まで、二四、二五の二、二六の二、二七の

二、二八の二、二九の二、三〇の二、三〇の三、三一の二、三三及び三四の二と一体をなす国有地地先、

同市朝日町一から五まで、六の一から六の三まで、七、九の一、九の三、一〇から一五まで、一六の二、一七から二三まで、二四から二六まで、二九及びこれ

一六、八二一・五七〇
平方メートル

新たに生じた土地の面積

境港市岬町四五の六、四五の一、一から四五の二、一三まで、四五の一九から四五の二一まで、四五の三三から四五の三六まで及び四六の七地先

一三、三〇七・〇九五
平方メートル

鳥取県告示第七百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

区域を変更する町の名前

同上の区域（昭和五十年六月十日現在の地番による。）

栄町の全域並びに同町六、七の二、八の二、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一四の二、一五の二、一七の三、一八の二、一九の二及び一九の三と一体をなす国有地地先 一、六五二・〇四平方メートル

榮町

六五二・〇四平方メートル

末広町

末広町の全域並びに同町六五の三から六五の五まで及び六六の二と一体をなす国有地地先 五一五・一四平方メートル

相生町の全域並びに同町一、三から六の一まで、八から一〇まで、一二から一六まで、二四、二五の二、二六の二、二七の三から四三まで及びこれらと一体をなす国有地地先、同市花町一から三まで並びに一、三、二〇二、二〇三及び二〇五から二〇七までと一体をなす国有地地先、並びに同市岬町一一の二から一一四の一まで及びこれらと一体をなす国有地地先

朝日町	朝日町の全域並びに同町一から五まで、六の一から六の三まで、七、九の一、九の三、一〇から一五まで、一六の二、一七から二二まで、二四から二六まで、二九及びこれらと一体をなす国有地地先 三、九八四・八九五平方メートル
入船町	入船町の全域並びに同町一、二、一六から一七まで、二七の二、二八から三五まで、三七から四三まで及びこれらと一体をなす国有地地先 三、三三九・五一五平方メートル
花町	花町の全域並びに同町一から三まで並びに一、三、二〇一、二〇三及び二〇五から二〇七までと一体をなす国有地地先 一、〇九五・六四五平方メートル
岬町	岬町の全域並びに同町四五の六、四五の一、一から四五の一三まで、四五の一九から四五の二、一まで、四五の三三から四五の三六まで及び四六の七並びに一二の二から一一四の一まで及びこれらと一体をなす国有地地先 一四、〇〇九・九九〇平方メートル

方メートル

昭和五十年八月二十九日
鳥取県告示第七百四十二号
示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十二号

智頭町東宇塚地区入会林野整備組合組長智頭町大字東宇塚三六四番地 萩原大三郎から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年八月一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 縦覧期

- 一 縦覧に供する書類の名称 東宇塚地区入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和五十年八月三十日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所 鳥取県農林部林務課及び智頭町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立健康増進センターの使用料の徴収事務を財團法人鳥取県国民年金福祉協会に委託したので、同令同条第二項の規定により告

鳥取県告示第七百四十三号

東伯町古長入会林野整備組合長東伯町大字古長三四五番地生田和之から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年七月三十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

古長入会林野整備計画書の写し。

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月三十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び東伯町役場

四 異議の申出

利害關係人は、この市示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字山崎字堀尻二九一、二九二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字矢倉ノ尾一〇三四、一〇三四次一、字海士谷一〇三六の一から一〇三六の八まで、一〇三六の二五

一(2) 指定の目的

水源のかん養

二(1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字ウラノテ一一七五、一一七六の二、一一七

八から一一八〇まで、字今出一一八一から一一八四まで、一一八五の

一、一一八五の二、一一八六、一一八七、一一八八の一、一一八九の

一、大字落折字大瀬頭二六四の一

(2) 指定の目的

(3) 水源のかん養

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町折渡字上ミ川東山一二五五、福寿実字虫尾山一三四五

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

鳥取県告示第七百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東伯町から東伯都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、閑金町から倉吉都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発行為の年月日及び番号

昭和五十年七月八日 鳥取県指令受都計第二百八十五号

る。

昭和50年8月29日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県告示第七百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字下土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目六番地四

有限会社夏目不動産

代表取締役 夏目恵一

公 告

昭和50年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告す

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年七月二十一日 鳥取県指令受都計第三百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字出口傍示

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容		
試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
一般事務(A)	1名	知事又は教育委員会の事務部局に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	若干名	知事、教育委員会又は警察本部の事務部局等に勤務し、男子を充てるのにふさわしい一般事務又は業務に従事します。

学校事務(東・中部)	昭和29年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
一般事務(B)業	昭和29年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
ア 日本の国籍を有しない者
イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
エ 烏取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験種目

試験区分	試験種目	試験内容	時間
一般事務(A)	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能(国語・社会・数学・理科・英語等の知識及び文章理解・判断推論・数的処理・資料解釈等の能力)について、採一式により行います。	2時間
一般事務(B)			

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年齢及び性別
------	--------

試験区分	年齢及び性別
------	--------

学校事務 (東・中部)	作文試験	主として文章による表現力、まとめ方等について試験を行います。	
		1時間	
学校事務 (西・南部)	適性検査	公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分
		公務員として必要な一般的知識及び技能(国語・社会・数学・理科・英語等の知識及び文章理解・判断推理・数的処理・資料解釈等の能力)について、採一式により行います。	2時間
林業	専門試験	林業に関する専門的知識及び能力を有するかどうかについて、採一式により行います。 なお、試験問題は、下記の分野から出題されます。	2時間
		公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分

(3) 第1次試験日時及び試験場

試験日時	試験地	試験場
昭和50年10月12日(日) 受付時間 8時10分から8時 35分まで	鳥取市	鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
	米子市	米子市錦町一丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査のうち、いずれかが一定の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表

昭和50年11月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板にて掲示します。
なお、合格者には書面で通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

試験種目	試験内容
口述試験	個別面接による試験を行います。

(2) 専門試験の出題分野

林業の専門試験の出題分野は、次のとおりです。

林業経営、測樹、育林、伐木運材、林業機械、砂防、測量、木材

加工、林産製造

昭和50年8月29日 金曜日

9

鳥取県公職課

第4676号

- 身体検査** 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行います。
- (2) 第2次試験日時及び試験場 昭和50年11月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第1次試験合格者に書面で通知します。
- 5 身上調査 受験資格の有無、申込書記載の真否その他について行います。
- 6 最終合格者の発表 昭和50年11月下旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。
- 7 合格者の採用及び給与 (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に採用候補者として高点順に登載されます。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載後1年間です。
- (2) 採用候補者名簿に登載された者は、各任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高点順に採用候補者として推薦され、各任命権者が行う面接、身体検査などを受けて、そのうちから採用が決定されます。なお、採用は、昭和51年4月1日以降に行われます。
- (3) 給与は、原則として給料月額59,200円が支給され、その後は定期に昇給します。また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当（配偶者5,000円、

- 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1,500円（配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人3,500円）、その他の者400円）、期末・勤勉手当（1年間に給料月額等の約5.2月分）、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- 8 受験手続及び受付期間 (1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局において交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の上に「初級試験」と朱書きし、あて先明記の20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。
- (2) 受験の申込み ア 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の上に「初級受験」と朱書きしてください。
なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつしてください。
- イ 受験申込みのできる試験区分は一に限ります。
なお、申込み締切り後は試験区分の変更はできません。
- (3) 申込受付期間 昭和50年9月1日（月）から昭和50年9月30日（火）まで受け付けます。
なお、郵送による申込みは、昭和50年9月30日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた

申込みの遲延については、一切責任を負いません。

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。
- (2) 郵便による問い合わせの際には、あて先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。